



教育研究従事者が 知っておくべき改正著作権法の知識

一般社団法人

学術著作権協会

Japan Academic Association For Copyright Clearance

2019/06/18

一般社団法人学術著作権協会
事務局長 石島 寿道

目次

1. 著作権法の構造（基礎知識）
2. 著作物の教育利用に係る法改正のポイント
3. 改正著作権法35条の各文言の判断基準について
（現時点で言及できる範囲で）



1. 著作権法の構造（基礎知識）



著作権法の特徴

| | 著作権法 | | 特許法 |
|-------|---|---|--|
| 目的 | この法律は、・・・著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。 | ↔ | この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする |
| 保護の対象 | 表現 | ↔ | 技術的思想 (アイデア) |
| 保護の要件 | 創造性 (個性) | ↔ | 新規性・進歩性 |
| 手続的要件 | 無方式主義 | ↔ | 登録主義 |
| 権利の性質 | 相対的独占権 | ↔ | 絶対的独占権 |
| 保護期間 | 死後70年 (※1) | ↔ | 出願日から20年 |

※1 法人著作の場合は公表後70年、映画の場合は公表後70年、逐次刊行物は最終刊行後70年。

著作権と特許権の違い

著作権（支分権）

特許権（実施権）

著作物の創作

発明の創作

複製・頒布

利用

上演・演奏・口述

放送・送信

支分権

著作物の使用

生産

実施

譲渡等

輸入・展示

実施権

発明の使用

著作権における財産権は12の支分権に分かれており、それぞれ独立して権利行使することができる一方、特許権は実施権として特許権そのものを行行使する（特許されている発明を実施する）権利であるという点で大きな違いがある。



著作者人格権

公表権

自分の未公表の著作物を公表するかしないか、する場合は公表の方法・時期を決定できる権利

氏名表示権

自分の著作物を公表するときに、著作者名を表示するか否か、する場合は実名か変名かを決定できる権利

同一性保持権

自分の著作物の内容又は題号を自分の意に反して勝手に改変されない権利

人格権は、一身専属権であり、他人に譲渡できない権利。

著作権（支分権）

著作権

複製権

演奏権・上映権

公衆送信権

頒布権

譲渡権・貸与権等

翻案権等

【複製に関する権利】

印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により**有形的に再製**する権利

【公衆伝達に関する権利】

不特定又は**多数の者に直接見せ又は聞かせる目的**とする行為に及ぶ権利

【加工する権利】

二次的著作物を作成する権利

支分権は、譲渡したり、許諾可否を決めたりすることができる権利。大きく3つのカテゴリーに分けられるが、実際に利用する際にはカテゴリーを跨いで複数の支分権を同時に利用することが多い。



著作物の利用方法と関係する権利

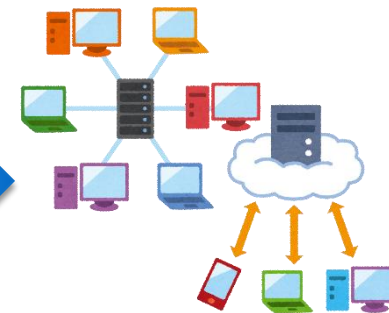
ダウンロードした資料をサーバー等で共有して利用



アップロード



閲覧・ダウンロード



複製権・送信可能化権・公衆送信権

印刷・スキャンした著作物・資料を配布して利用



印刷・スキャン



配布



複製権・送信可能化権・公衆送信権

ダウンロード・転載して作成した資料を組織内外で発表



印刷・送信・上映



複製権・送信可能化権・公衆送信権・上映権・翻案権



著作権の三層構造



著作権を取扱う際には、グレーゾーンの問題が常につきまとうが、日本法は権利制限の範囲を限定列挙しており、例えば米国と比べると個別具体的（明確）に言及されているといえる。

主な権利制限規定

教育研究活動でよく適用されうる規定

| 名称 | 根拠条文 | 具体例 |
|-------------|---------|---------------------|
| 私的利用のための複製 | 30条1項 | ビデオ録画、模写、コンビニコピーなど |
| 検討の過程の利用 | 30条の3 | 許諾等の検討の過程での著作物の利用 |
| 図書館等における複製 | 31条1項 | コピーサービス、保存のための複製など |
| 引用 | 32条1項 | 批評や紹介のために文章や絵などを掲載 |
| 授業のための複製 | 35条1項 | 学校の授業の教材にするための複製 |
| 点字による複製等 | 37条1・2項 | 点字図書や点字データの作成、送信 |
| 視覚障害者等への複製等 | 37条3項 | 録音図書・拡大本等の作成、ネット配信 |
| 非営利・無料の上映等 | 38条1項 | 非営利・無料による演奏・口述・上映など |
| 非営利・無料の貸与 | 38条4項 | 非営利・無料による貸出し |
| 特許・薬事手続 | 42条2項 | 特許・薬事手続のための複製 |
| 翻訳・翻案による利用 | 43条 | 権利制限の対象行為に翻訳・翻案を追加 |
| 複製物の譲渡 | 47条の10 | 権利制限規定の目的内で譲渡OK |

南亮一.“インフォプロのための著作権入門 第4回 著作権が働かない場合 (1) 権利制限規定 (その1).” *情報の科学と技術* 66.4 (2016): 173-175.より引用



2. 著作物の教育利用に係る法改正のポイント



改正の趣旨と概要

【改正の趣旨】

デジタル・ネットワーク技術の推進により、新たに生まれる様々な著作物の利用ニーズに的確に対応するため、著作権者の許諾を受ける必要がある行為の範囲を見直し、情報関連産業(1)、教育(2)、障害者(3)、美術館等(4)におけるアーカイブの利活用に係る著作物の利用をより円滑に行えるようにする。

【改正の概要】

1. デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備
→第30条の4、第47条の4、第47条の5等に関係
2. 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備
→第35条等、学校教育法等（デジタル教科書の使用）に関係
3. 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備
→第37条に関係
4. アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等
→第31条、第47条、第67条等に関係

【施行期日】 2019年1月1日

ただし、上記2については公布日の2018年5月25日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

改正著作権法35条

(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。

ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物とその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

改正内容

教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備



デジタル化した著作物・教材を学生のタブレット等に配布

【問題の所在】

現行法では、昨今普及するe-learningやオンデマンド型授業、さらにはデジタル教材の配布をするためには権利者の許諾が必要であり、権利処理の複雑さから、著作権制度の見直しを求める声が上がっていた。

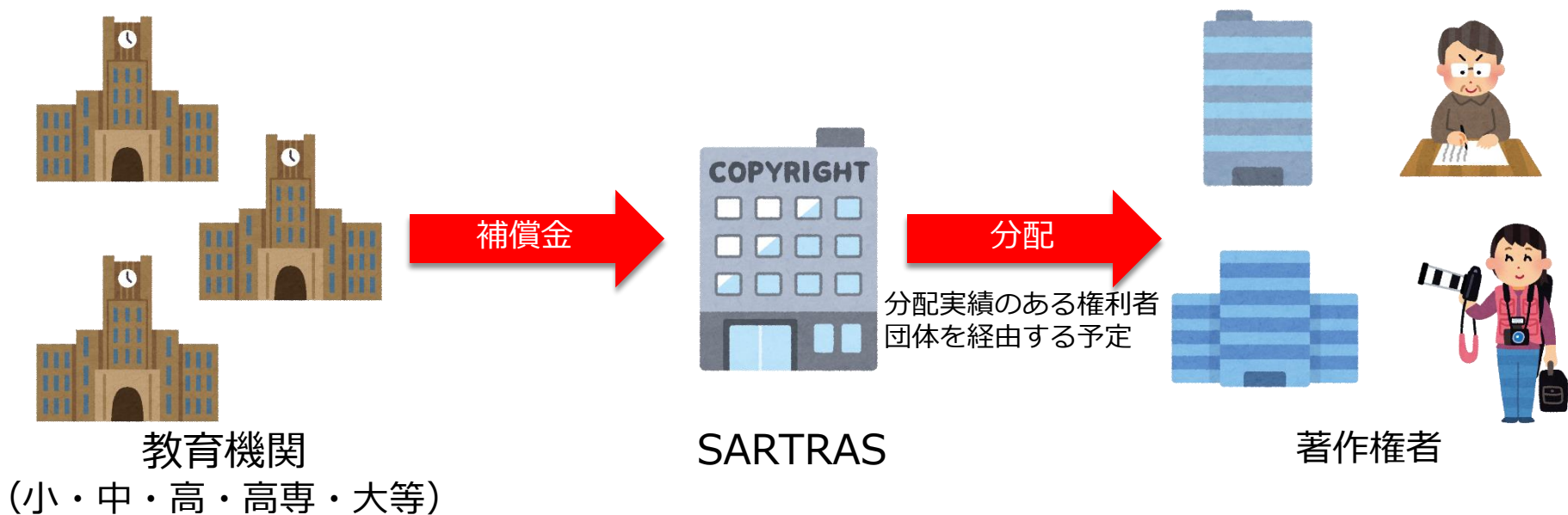
【改正の骨子】

教育機関の授業の過程において、**公衆送信による著作物の利用を広く権利制限の対象とする**。ただし、**現行法上、無許諾・無償で利用可能な行為は維持しつつ、新たな権利制限範囲の利用に関しては一元的な窓口へ補償金を支払うものとする**。

改正内容

補償金の支払い窓口の設置

補償金の支払い窓口については、2019年1月21日に授業目的公衆送信等補償金協会（SARTRAS）が設立され、2019年2月15日に文化庁より指定を受けた。ただし、制度自体は2020年度もしくは2021年度からのスタートが予想される。（すなわち現状では改正部分に該当する著作物利用は権利者の許諾が必要）



補償金額やより詳細な利用方法（何をどこまで可能とするのか）については、本件に対応する**“利用者団体”と“権利者団体”の間で合意形成をしていく予定**となっており、現在、「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」にてガイドラインの策定に関して意見交換が行われている。

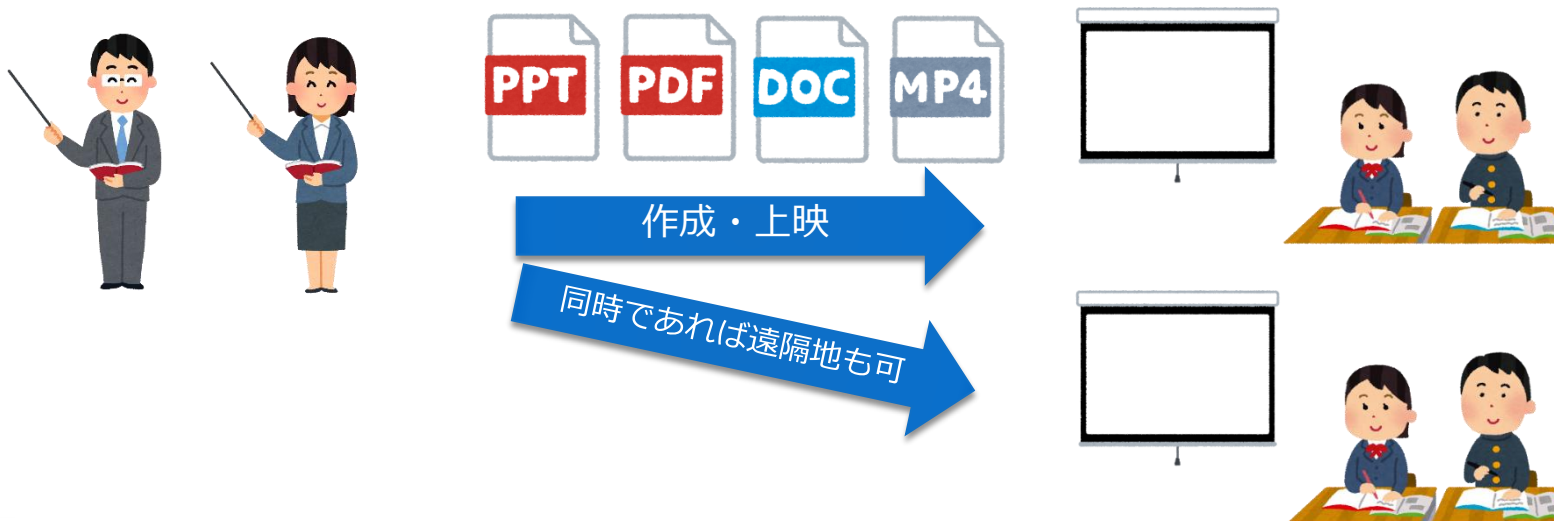
現行法で無許諾・無償の利用方法

学校その他の教育機関における複製等（35条1項,3項）

1. 対面授業で使用する授業用資料に複製して印刷・配布



2. 著作物を複製して作成した授業用資料を電子化し、スクリーン等を用いて上映

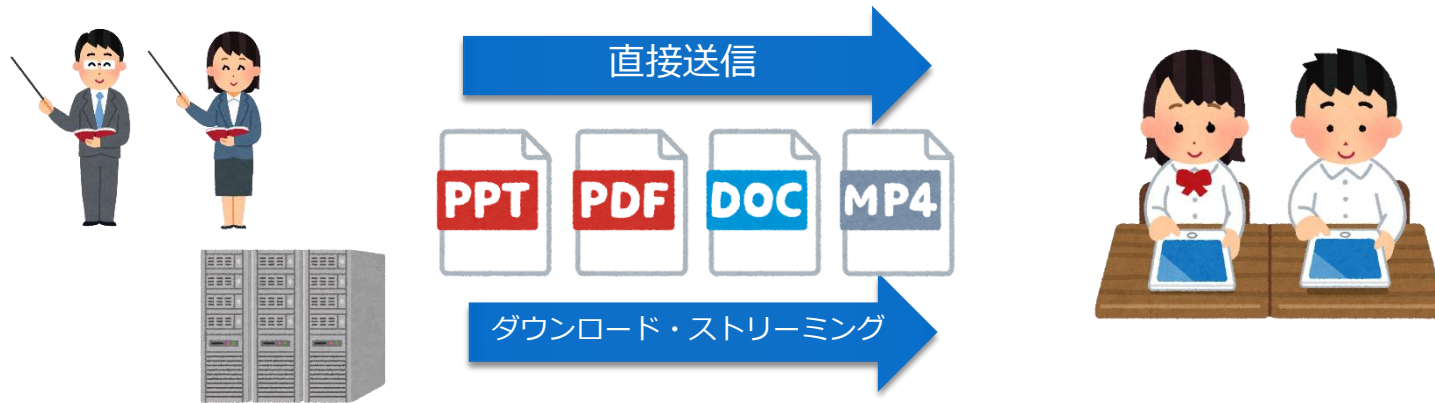


現行の権利制限規定において利用可能な方法は上記の2点！

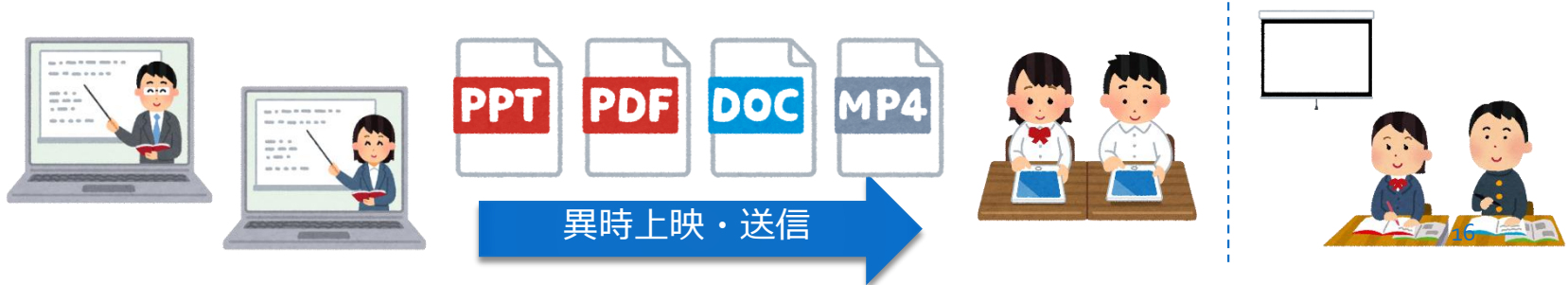
改正著作権法の施行により無許諾・有償となる利用方法

学校その他の教育機関における複製等（35条1項,2項）

3. 著作物を複製して作成した授業用資料を学生のタブレット等に送信
(学生の予習・復習のための送信も含む)



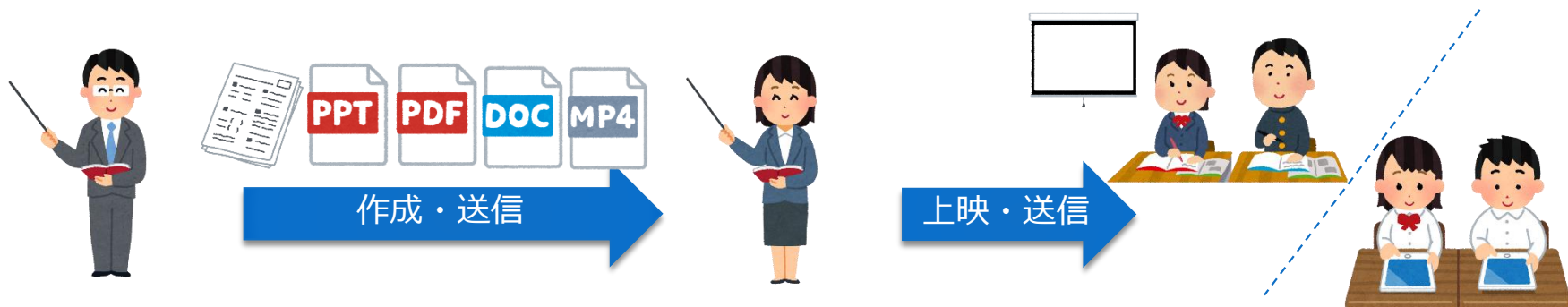
- 4.e-learningやオンデマンド授業における上映・送信



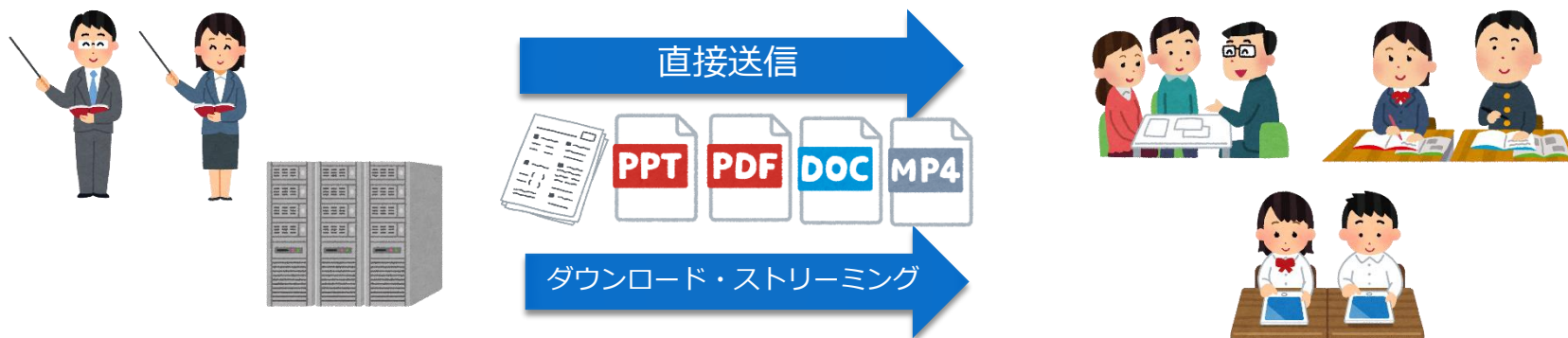
上記2点は改正著作権法の施行後に無許諾・有償で利用可能となる！

現在も今後も要許諾の利用方法

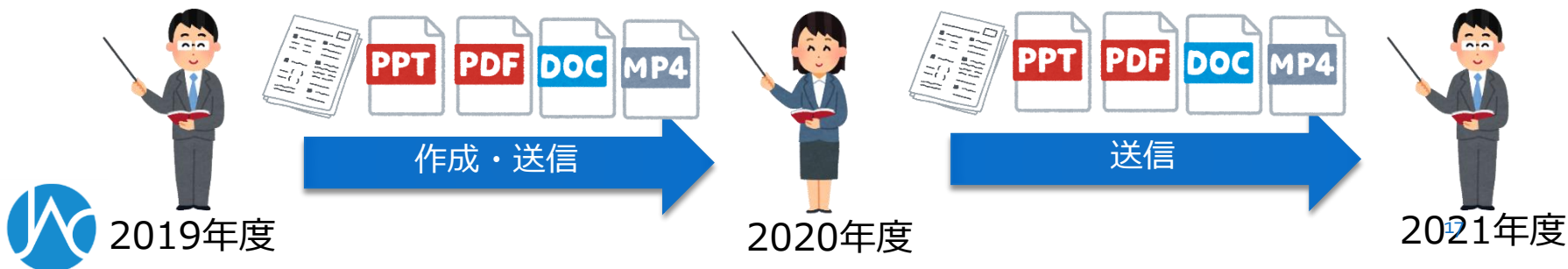
5. 著作物を複製して作成した授業用資料を教員間で共有して利用



6. 教育とは別目的で学生や保護者に送信



7. 次年度以降の再利用

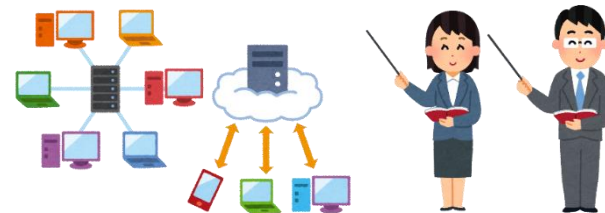


2019年度

2020年度

2021年度

利用方法と条件の整理



| 著作物の利用方法 | 利用条件 | 学習管理システム でできること |
|--|------------------------|--------------------|
| 1. 対面授業で使用する授業用資料に複製して印刷・配布 | 無許諾・無償 | |
| 2. 著作物を複製して作成した授業用資料を電子化し、スクリーン等を用いて上映 | 無許諾・無償 | |
| 3. 著作物を複製して作成した授業用資料を学生のタブレット等に送信（学生の予習・復習のための送信も含む） | 要許諾 改正法では 無許諾・有償 | ○ |
| 4. e-learningやオンデマンド授業における上映・送信 | 要許諾 改正法では 無許諾・有償 | ○ |
| 5. 著作物を複製して作成した授業用資料を教員間で共有して利用 | 要許諾 | △ |
| 6. 教育とは別目的で学生や保護者に送信 | 要許諾 | △ |
| 7. 次年度以降の再利用 | 要許諾 | △ |
| 8. 一般公開講座をウェブ上で公開 | 要許諾 | |

3.改正著作権法35条の各文言の判断基準について

*本節の内容は、2004年に著作権法第35条ガイドライン協議会が公表した「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法35条ガイドライン」を参考にしており、今後、「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」における検討の結果により変化することもあることにご留意ください。



改正著作権法35条

(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条 ①学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において②③教育を担当する者及び授業を受ける者は、その④授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その⑤必要と認められる限度において、公表された著作物を⑥複製し、若しくは⑦公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。

ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし⑧著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の⑨教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

改正著作権法35条

*本スライドの記載はあくまで一例

授業目的以外での利用 (研究・広報など)

許諾が不要

- 38条 非営利・無償で一般向けに上映
- 32条 批評・研究などの目的で引用
- 31条 図書館での著作物の一部分の複製
- 30~47条 その他の権利制限に該当する利用

許諾が必要

- 教授会での複製物の共有
- 共同研究先や研究室内での研究目的での論文等の共有
- 研究会等で引用を超える範囲で他者の著作物を利用して発表
- 一般公開の講座での利用
- 一般公開の講座を動画で公開
- 広報物に複製して学内外に配布

授業目的での利用

許諾が不要

現行法で無許諾・無償

- 35条 1項 教材を印刷コピーして50名程度を対象とする授業にて配布
- 35条 3項 対面授業を合同で同時遠隔上映し授業用資料を送信（公衆送信）
対面授業にて授業用資料をスクリーンに投影して上映

許諾が必要

- 35条 1項 電子化した授業用資料を送信（公衆送信）
- 35条 3項 オンデマンドor配信授業にて上映し授業用資料を送信（公衆送信）
 - 検定教科書、参考書、教材用として販売されているものの複製
 - 教材を他の教員、他機関と共有

法施行後に無許諾・有償に

改正著作権法35条

*以下は、2004年に著作権法第35条ガイドライン協議会が公表した「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法35条ガイドライン」を参考にしており、今後、「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」における検討の結果により変化することもあることにご留意ください。

①学校その他の教育機関とは

組織的・継続的教育活動を営む教育機関であり、営利を目的としないものをいう。

- 文部科学省が教育機関として定める幼稚園、小中高校、中等教育学校、大学、短期大学、大学院、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、省庁大学校
- 社会教育においては、年間教育計画を有し、卒業資格を授与するところ
- × 予備校、塾、カルチャースクール、学童保育、企業・団体等
- × 外部団体が単に教育機関の施設を利用している場合

改正著作権法35条

*以下は、2004年に著作権法第35条ガイドライン協議会が公表した「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法35条ガイドライン」を参考にしており、今後、「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」における検討の結果により変化することもあることにご留意ください。

②教育を担当する者とは

授業を実際に行う人をいう。

- 「授業」を担当する教師、教授、講師等
- 授業を担当する者の指示に基づきその「手足」として複製・公衆送信を行う当該教育機関の職員や、自治体・学校との契約により活動する特別支援教育支援員、ICT支援員、外国語指導助手など
- × 直接授業を担当しない教員

③授業を実際に受ける人とは

授業を実際に受ける人をいう。

- 「授業」を担当する者の指導下であり、履修登録をしている者（履修者）（大学設置基準等に基づく大学間の交流により授業を受ける他校生も含む）
- × 履修登録のない他校生、他校の教員、保護者等の参観者

改正著作権法35条

*以下は、2004年に著作権法第35条ガイドライン協議会が公表した「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法35条ガイドライン」を参考にしており、今後、「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」における検討の結果により変化することもあることにご留意ください。

④授業の過程における利用とは

「授業」とは大学設置基準等で定義されるものをいい、その過程での利用を指す。

- クラスでの授業、総合学習、学校行事、ゼミ、実験・実習・実技、出席や単位が必要な部活動。進路指導や交換留学プログラムなども含む
- 授業用資料の作成準備段階での複製・保存
- 予習・復習のために授業用資料を配布
- × サークル、同好会、研究会などの自主活動

改正著作権法施行後に可能となる

- 当該授業の予習・復習のために授業用資料を送信

⑤必要と認められる限度とは

授業の対象となる必要部分をいう。

- 授業に必要な最小限の部分、分量、部数（⑨に詳述）

改正著作権法35条

*以下は、2004年に著作権法第35条ガイドライン協議会が公表した「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法35条ガイドライン」を参考にしており、今後、「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」における検討の結果により変化することもあることにご留意ください。

⑥複製とは

著作物の有形的な複製をいう。尚、いわゆる引用も複製にあたる。

- 印刷、写真、複写、録音、録画、手書き等、複製手段を問わない（第47条の6により翻訳、編曲、変形、翻案して利用することも可能）
- パソコン、サーバー、タブレット、スマートフォン等への蓄積

⑦公衆送信とは

大学の同一敷地内に送信設備と受信設備が設置されており、同一敷地内で送信する場合は公衆送信にあたらないため、送信可能

放送、有線放送、自動公衆送信（リクエストに応じ自動送信）、その他の公衆送信（メール・FAX等）の全てを含む、不特定又は特定多数の者に送信する場合をいう。

- 主会場での授業を副会場に遠隔で同時上映し、授業用資料を履修者に送信
- × 誰もがアクセス可能なウェブサイトによる送信

改正著作権法施行後に可能となる

- 特定多数の履修者宛にメール・FAXで授業用資料を送信
- Youtube等の動画投稿サイトの動画を授業で見せる
- パスワード認証等のアクセス制限のある環境下で授業用資料を送信

改正著作権法35条

*以下は、2004年に著作権法第35条ガイドライン協議会が公表した「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法35条ガイドライン」を参考にしており、今後、「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」における検討の結果により変化することもあることにご留意ください。

⑧著作権者の利益を不当に害することとなる場合とは

著作物の種類、用途、複製・送信の部数（人数）等が考慮される。

- 著作物は国内のものか海外のものかを問わずその全てを利用できる
- × 教材として販売されていたり、一人につき1ライセンスとして販売されているような著作物の場合は不当に害するとみなされる可能性が高い
- × 履修者が多数に上る（通常の1クラスの履修者数と担任するものの和として50名程度という記述がある）場合
- × 履修者以外が閲覧できるような公衆送信（⑦も参照）

⑨教育機関を設置する者とは

教育機関を設置し、所有する者をいう。つまり、教員が各人で支払うのではなく、組織として一括で支払うことを意味する。

*本節の内容は、2004年に著作権法第35条ガイドライン協議会が公表した「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法35条ガイドライン」を参考にしており、
今後、「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」における検討の結果により変化することもあることにご留意ください。

ご清聴ありがとうございました。



一般社団法人

学術著作権協会

Japan Academic Association For Copyright Clearance

